

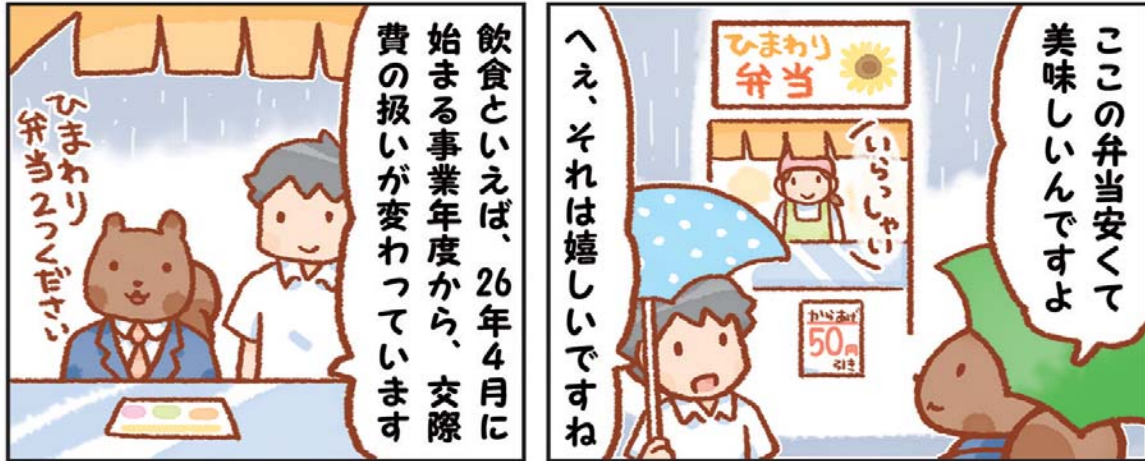
交際費等の損金不算入制度の改正

全容をご覧になりたい方は、税理士法人 成長会計研究所までお問い合わせください。

税理士法人 成長会計研究所

<http://tassei.jp/>

【姫路事務所】〒670-0081
兵庫県姫路市田寺東3丁目9-17 101
TEL:079-295-8123 FAX:020-4668-6218
【橋本実事務所】〒192-0081
東京都八王子市横山町11-13
TEL:042-649-2603 FAX:020-4668-6218
e-mail : info@tassei.jp



■中小法人の場合 (1,600万円以下) ■大法人の場合

項目	中小法人 (1,600万円以下)	大法人
接待飲食費	50% 損金算入	50% 損金算入
接待飲食費以外	損金不算入	損金不算入
①	① 接待飲食費の額の50%相当額の損金算入	改正前: 全額損金不算入
②	② 定額控除限度額までの損金算入	改正後: 損金算入

※接待飲食費の額が年1,600万円を超える場合は、その50%か800万円が損金算入されます。

大法人は交際費のうち、接待飲食費の額の50%が損金算入されます。中小企業は交際費の800万円か、接待飲食費の50%の選択適用になります。



税理士法人 成長会計研究所 <http://tassei.jp/>